

常勤役員の報酬及び退職金の取扱いについて

1 報酬

(常勤役員の報酬に関する細則 参照)

2 退職金

常勤役員の退職金は、支給しない。

(この退職金に係る取扱は、平成22年4月1日より実施する。)

常勤役員の報酬に関する細則

(総則)

第1条 財団法人港湾空港建設技術サービスセンターの常勤役員の報酬（但し、退職金は除く）は、この細則の定めるところによる。

(報酬)

第2条 報酬は年俸とし、年俸の額は予算の範囲内において、次の各号に掲げる金額の範囲内で会長が定める。

- (1) 理事長 17,500,000円以下
- (2) 常勤理事 15,000,000円以下

2 報酬は年俸の額を12等分した額を毎月支給する。

3 常勤役員が月の初日以外の日就任、退任したとき又は解任されたときは、当月の支給は日割り計算による額を支給する。

(端数処理)

第3条 この細則の定めるところにより計算された額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

注) 常勤役員の退職金はありません。